

K Y O U S A I S A G A

共済さが

ご家族のみなさんと一緒にご覧ください

2010

9

No. 341

平成22年9月3日発行



平成18年度写真コンテスト
「いっしょに行こうぜ！」
大町町立病院 永吉伸一郎

平成21年度医療費の状況.....	2
育児休業制度改正により、育児休業手当金の支給対象期間の特例が設けられました.....	3
平成22年度特定健康診査・特定保健指導を積極的に受診してください.....	4
平成21年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況.....	5
インフルエンザ予防接種助成のご案内.....	5
在職中でも年金の請求をお願いします.....	6
長期給付の掛金率が引き上げられます.....	6
ホームページで年金の見込額などが閲覧できます.....	7
退職後の医療保険制度.....	8
任期満了に伴う組合議員の選挙が行われます.....	9
こころとからだの健康相談.....	10

平成21年度

医療費の状況

平成21年度は、組合員本人や家族の入院医療費が減少したこと、心配されたインフルエンザの流行による医療費の高騰がなかったことから、前年度より医療給付費は減少となりました。

一方で、受診率や調剤医療費は増加傾向が続いております。

平成21年度の医療費の実績と前年度との比較（表1）

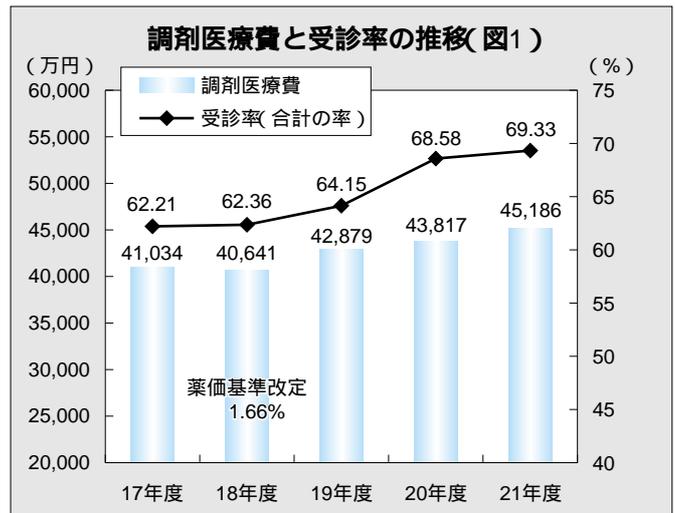
区分	医療給付費総額(万円)			組合員1人当たり医療費(円)			受診率(%)			
	20年度	21年度	前年度対比	20年度	21年度	前年度対比	20年度	21年度	前年度対比	
本人	入院	38,913	37,274	95.79	39,350	38,526	97.91	1.06	1.04	98.11
	外来	45,495	47,016	103.34	46,006	48,595	105.63	52.51	53.46	101.81
	歯科	13,420	12,990	96.80	13,570	13,427	98.95	12.37	12.64	102.18
	調剤	20,604	21,081	102.32	20,835	21,789	104.58	-	-	-
	計	118,432	118,361	99.94	119,761	122,337	102.15	65.93	67.14	101.84
家族	入院	45,422	36,582	80.54	45,932	37,811	82.32	1.08	0.97	89.81
	外来	52,121	51,791	99.37	52,706	53,531	101.57	57.29	59.22	103.37
	歯科	12,106	11,104	91.72	12,242	11,476	93.74	11.28	11.04	97.87
	調剤	23,213	24,105	103.84	23,473	24,915	106.14	-	-	-
	計	132,862	123,582	93.02	134,353	127,733	95.07	69.65	71.23	102.27
合計	251,294	241,943	96.28	254,115	250,070	98.41	68.58	69.33	101.09	

伸び続ける調剤医療費

（表1）の共済組合が平成21年度に支払った医療給付費総額は24億1,943万円となり、平成20年度に比べ本人・家族ともに減少し、9,351万円（3.72%）減となりました。

しかし、医療給付費総額の内訳では、本人の外来医療費、本人と家族の調剤医療費は増加となっております。

（図1）の調剤医療費の過去5年間の推移でも年々増加しており、平成20年度から平成21年度では1,369万円（3.12%）の著しい増加となりました。



組合員1人当たり医療費額は減少

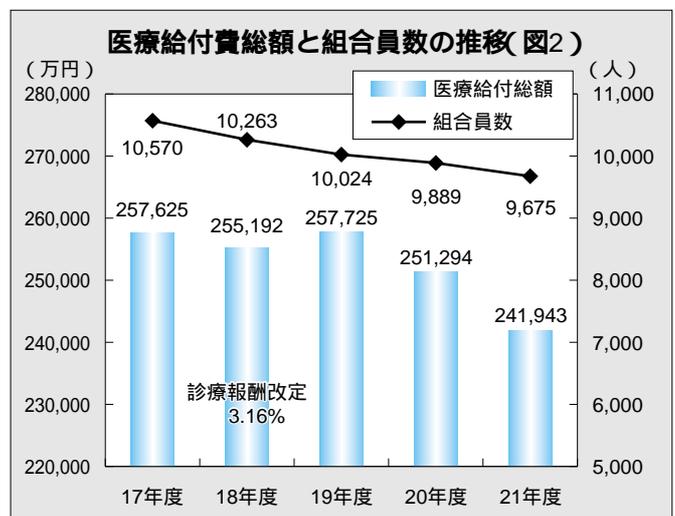
（図2）の医療給付費総額と組合員数の推移では、平成20年度、平成21年度は組合員数と医療給付費総額は減少を続けております。（表1）の組合員1人当たり医療費でみると4,045円（1.59%）の減少となりました。

しかし、組合員1人当たり医療費を内訳でみると、本人・家族ともに外来と調剤の医療費が大幅に増加しています。

受診率も増加傾向

（表1）の受診率では、平成21年度は前年度対比で本人は1.84%、家族は2.27%増加しています。

（図1）の本人と家族の合計受診率の推移では、毎年上昇している状況です。



ジェネリック医薬品の利用で医療費節減！

賢い健康保持者になりましょう！

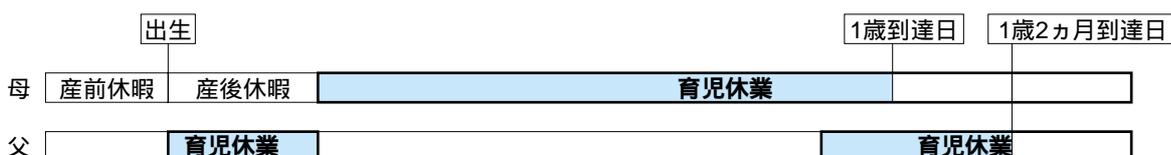
育児休業制度改正により、育児休業手当金の支給対象期間の特例が設けられました

育児休業の取得については、配偶者の状況にかかわらず取得できるようになり、父母が同時に育児休業できるようになりました。

また、配偶者の出産後8週間以内の期間内に、育児休業を取得した場合には、特別な事情がなくても、再度の育児休業が取得可能となりました。

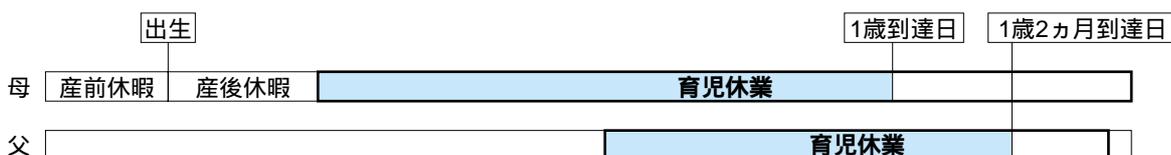
これにより、育児休業手当金を請求できる期間については、育児休業に係る子が1歳（総務省令に定める事情に該当の場合1歳6ヵ月）に達する日までとなっておりますが、配偶者が育児休業を取得している場合で組合員本人も育児休業を取得した場合の育児休業手当金の請求期間は、子が1歳2ヵ月までの期間とし、1年間を限度に支給する特例が設けられました。

事例1 父が産後休暇の間育児休業を取得し、その後母が育児休業を取得した場合



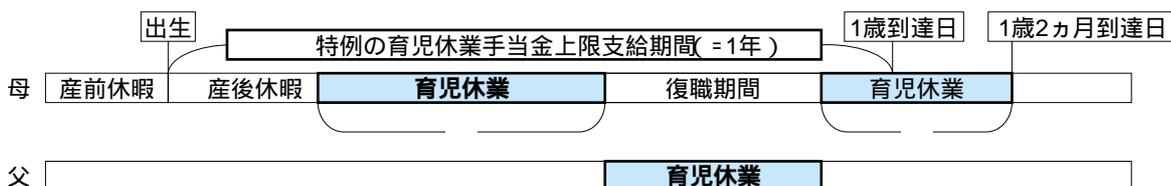
- ・母が組合員の育児休業手当金は、育児休業開始日から1歳到達日までが支給対象となります。
- ・父が組合員の育児休業手当金は、育児休業①と育児休業②の1歳2ヵ月到達日までの期間が支給対象となります。（育児休業①+育児休業② 1年）
- ・父組合員は、配偶者が子が1歳に到達する前に育児休業をしていることを証明する書類を提出してください。

事例2 母の育児休業中に父が育児休業を取得した場合



- ・父組合員は、1歳2ヵ月到達日までの期間が支給対象となります。（父の育児休業 1年）
- ・父組合員は、配偶者が子が1歳に到達する前に育児休業をしていることを証明する書類を提出してください。

事例3 母が育児休業後復職し、その後、再度育児休業を取得した場合



- ・母組合員の育児休業手当金は、① - ② ③ + ④の期間が支給対象となります。
- ・母組合員は、配偶者が子が1歳に到達する前に育児休業をしていることを証明する書類を提出してください。

平成22年
8月1日
から

育児休業手当金及び介護休業手当金の給付日額上限が変更されました

育児休業手当金 9,531円 → 9,306円 $\left(\begin{array}{l} \text{賃金日額の上限 } 13,980円 \quad 13,650円 \\ 13,650円 \times 30 \times 50 / 100 / 22 = 9,306円 \text{ (円未満切捨て)} \end{array} \right)$

介護休業手当金 7,625円 → 7,445円 $\left(13,650円 \times 30 \times 40 / 100 / 22 = 7,445円 \text{ (円未満切捨て)} \right)$

掛金の算定の基礎となる給料月額が327,690円（教育長は409,530円）以上の者が該当します。

平成
22年度

特定健康診査・特定保健指導を 積極的に受診してください



平成22年度の特定健康診査が始まっています。被扶養者と任意継続組合員の方には受診券をお届けしておりますので、まだ受診していない方は積極的に受診しましょう。

対象者

4月1日現在、組合員または被扶養者であって、その年度中に40～75歳に到達する方

特定健康診査

メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満に高血糖、脂質異常、高血圧の内2つ以上をあわせもった状態）を早期発見するための健康診査です。

組合員

職場の健康診断（事業主健診）または共済組合が助成する人間ドック受診を特定健康診査の受診に代えます。

被扶養者、任意継続組合員とその被扶養者

対象者に、5月中旬に「特定健康診査受診券」を配付しています。

受診券配付時の案内文書、健診機関一覧表及び在住市町での集団健診日程表をもとに受診してください。

本年度も一部負担金はありません。平成23年1月31日が有効期限ですので、忘れずに受診してください。

人間ドックを受診する方は、人間ドック受診を特定健康診査に代えるため受診券での受診はできません。

特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣病のリスクに応じて「動機付け支援」、「積極的支援」に階層化し面接・通信により生活習慣改善のための支援を行う「特定保健指導」を実施します。

特定保健指導のレベル判定

腹 囲	追加リスク			喫煙歴	対 象	
	①血糖	②脂質	③血圧		40～64歳	65～74歳
85cm以上（男性） 90cm以上（女性）	2つ以上該当			あり なし	積極的支援 動機付け支援	
	1つ該当					
上記以外でBMIが25以上	3つ該当			あり なし	積極的支援	
	2つ該当					
	1つ該当				動機付け支援	

追加リスクとは、①血糖（空腹時血糖が100mg/dl以上、またはヘモグロビンA1Cが5%以上）
②脂質（中性脂肪150mg/dl以上、またはHDLコレステロール40mg/dl未満）
③血圧（収縮時130mmHg以上、または拡張期85mmHg以上）

【動機付け支援】メタボリックシンドロームリスクが出始めた方

生活習慣の改善点に基づき、目標を設定して行動できるよう支援します

初回面接……1人20分以上の個別面接など

6ヵ月後……電話やメールなどによる健康状態や生活習慣の確認

【積極的支援】メタボリックシンドロームリスクが高い方

生活習慣の改善のための行動目標を立て、3ヵ月以上の継続的な支援を行います

初回面接……1人20分以上の個別面接など

3ヵ月以上の継続的な支援

6ヵ月後……電話やメールなどによる健康状態や生活習慣の確認

利用券の発行

「動機付け支援」、「積極的支援」の該当者のうちから、実施対象者を選定し、平成22年12月頃から順次、「利用券」を発行します。

「利用券」が届いた時は必ず保健指導をうけてください。

利用方法

共済組合が案内する保健指導実施医療機関等の中から、希望する医療機関等に直接予約していただき、組合員証等及び利用券を提示のうえ特定保健指導をうけてください。

本年度の特定保健指導の利用に係る利用者の一部負担金はありません。

平成21年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

平成21年度特定健診及び特定保健指導の実施状況の速報値（平成22年7月26日現在）をお知らせします。

特定健康診査

平成21年度の受診率は、被扶養者等の受診率が低かったことから目標値には達せず78.6%となりました。

区 分	対象者数（A）	受診者数（B）	受診率（B / A）	平成21年度 目標受診率
組 合 員	5,621人	5,215人	92.8%	90.0%
被扶養者等	2,544人	1,202人	47.2%	65.0%
合 計	8,165人	6,417人	78.6%	81.4%

対象者数は、平成21年4月1日～平成22年3月31日の間資格を有する40歳以上75歳未満の人数

被扶養者等には任意継続組合員とその被扶養者を含む

組合員は、職場の健康診断と人間ドックの受診者数、被扶養者等は医療機関等での特定健診受診者と人間ドックの受診者数

平成21年度目標受診率は、国が定める平成24年度の受診率の達成に向けて、共済組合で定めた率

特定保健指導

特定保健指導の対象者の中から保健指導希望者を選定し、特定保健指導の「利用券」を発行しました。

「利用券」発行は平成21年12月、22年2月・3月に行いました。

実施機関からの報告には時間を要するため、今後の実施率の伸びを期待します。

区 分	対象者数（a）	保健指導利用券 発行者数	初回面接終了者（b）	実施率（b / a）
動機付け支援	524人	155人	18人	3.4%
積極的支援	789人	230人	17人	2.2%
合 計	1,313人	385人	35人	2.7%

対象者数は、特定健診の結果を基に階層化を行い、特定保健指導の対象となった者の人数

インフルエンザ予防接種助成のご案内

平成22年10月から12月までにインフルエンザ予防接種を受けられた方に対し、費用の一部を助成します。

- ① 助 成 対 象 者 組合員及び被扶養者（65歳以上または公費負担の対象者除く）
- ② 助成対象期間 平成22年10月1日～平成22年12月31日
（この期間内に受けた予防接種であること）
- ③ 助 成 額 1,000円を限度に1人につき1回の助成
（費用が1,000円未満であった場合は実費額を助成）
- ④ 提 出 書 類 医療機関が発行する領収書の原本（レシート不可）
領収書は予防接種名、予防接種を受けた者の氏名、予防接種費用が明記されたものであること
- ⑤ 請 求 方 法 所属所の共済組合事務担当者へお尋ねください。

在職中でも年金の請求をお願いします！

【特例による退職共済年金の請求】

退職共済年金は、本来65歳から支給されることになっていますが、組合員期間が1年以上で、公的年金制度に25年以上加入している方は、原則60歳（ 1 ）から「特例による退職共済年金」が支給されます。

支給開始年齢になったら、在職中であっても年金の受給権が発生（ 2 ）しますので、所属所の共済組合事務担当者を通じて、年金の請求手続きを行ってください。

特例による退職共済年金の支給開始年齢

《一般組合員》

生年月日	支給開始年齢
S 28 4 .1以前	60 歳
S 28 4 2 ~ 30 4 .1	61 歳
S 30 4 2 ~ 32 4 .1	62 歳
S 32 4 2 ~ 34 4 .1	63 歳
S 34 4 2 ~ 36 4 .1	64 歳

《特定消防組合員（ 3 ）》

生年月日	支給開始年齢
S 34 4 .1以前	60 歳
S 34 4 2 ~ 36 4 .1	61 歳
S 36 4 2 ~ 38 4 .1	62 歳
S 38 4 2 ~ 40 4 .1	63 歳
S 40 4 2 ~ 42 4 .1	64 歳

1 年金の支給開始年齢は、生年月日に応じて段階的に引き上げられます。

2 在職中は、共済年金の支給は停止されます。

3 特定消防組合員とは、消防司令以下の消防職員であった方で、退職時または60歳時点まで、引き続き20年以上消防職員として在職されていた組合員をいいます。

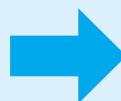


長期給付の掛金率が引き上げられます

長期給付に係る掛金率は、地方公務員共済組合連合会定款で定められております。

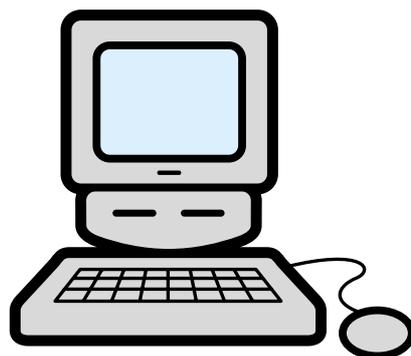
平成21年に行われた地方公務員の財政再計算により、平成22年においても9月から長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられます。

区 分	~平成22年8月	平成22年9月~
給料に対する率	94.7125	96.9250
期末手当等に対する率	75.7700	77.5400



ホームページで 年金の見込額などが 閲覧できます

共済組合の年金に関する個人情報を、
各地方公務員共済組合が共同して
開設したホームページでご覧いただけます。



地共済年金情報 Web サイト <https://www.chikyonenkin.jp/>

佐賀県市町村職員共済組合及び全国市町村職員
共済組合連合会のホームページから移動できます。

● **利用時間** 365日（6時から24時まで）

● **利用対象者**

組合員及び年金待機者
60歳以上の者及び退職共済年金等の受給権
者は除きます。

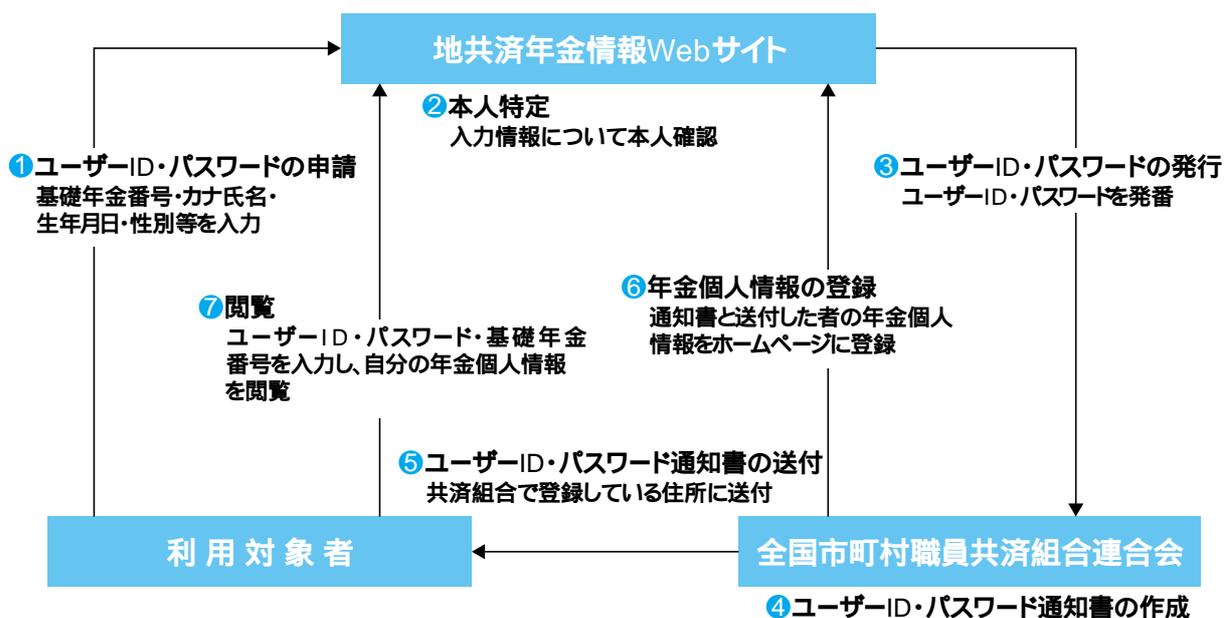
● **問い合わせ先**

全国市町村職員共済組合連合会
年金部年金企画課
TEL 03-5210-4607
利用時間 9時から17時まで 土・日・祝日を除きます。

● **提供情報**

- ① 組合員期間
- ② 給料及び期末手当等の記録
- ③ 平均給料月額及び平均給与月額
- ④ 将来の退職共済年金の見込額
- ⑤ 公務員共済期間に係る将来の老齢
基礎年金の見込額
- ⑥ 前年度1年間の掛金納付額
（組合員のみ）

申請から閲覧までの流れ



【注】住所、氏名を変更され、共済組合に届出をされていない場合は閲覧できませんので、変更の手続きを行ってください。

退職後の医療保険制度

みなさんが退職すると、共済組合の医療保険制度の資格を喪失することになります。
退職後の状況に応じて、次のいずれかの医療保険制度に加入することになります。

自己負担 附加給付制度 高額療養費 保険料

再就職する	健康保険等 再就職先で、健康保険、政府管掌健康保険、共済組合などの医療保険制度があれば加入することになります。	3割	各医療保険制度により異なります	有	各医療保険制度により異なります
再就職しない	家族の被扶養者 退職後の収入状況等により、配偶者や子供が加入している健康保険等の被扶養者になれる場合があります。保険料は必要ありません。	3割	各医療保険制度により異なります	有	無
	共済組合の任意継続組合員 退職後に申し出をし、保険料を納めることにより、最長で2年間、在職中と同様の短期（医療）給付を受けることができます。	3割	有	有	共済組合の任意継続組合員制度参照
	国民健康保 再就職しても就職先に健康保険等がない場合や、被扶養者にも任意継続組合員にもならない場合、加入することになります。	3割	無	有	所得・世帯構成などにより異なります

共済組合の任意継続組合員制度

資格	退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者
対象者	組合員とその被扶養者
期間	2年間（中途での資格喪失も可能です）
加入手続き	退職後20日以内に「任意継続組合員資格取得申出書」を元所属所を經由して共済組合に提出してください
保険料	<p>任意継続組合員の保険料には、医療に係る短期保険料と介護にかかる介護保険料（40歳以上65歳未満の者が対象）があります。 保険料は、次の①～③のいずれか少ない額に、短期・介護の保険料率を乗じて算出します。</p> <p>① 退職月初日の給料額 ② 組合員期間が15年以上で、退職時の年齢が55歳以上で初めて退職する者は退職月初日の給料の7割の額 ③ 平成23年度全組合員の平均給料（平成22年度は331,000円）</p> <p>【保険料の算定方法】 短期保険料（月額）＝ ①～③のいずれか少ない額 × 平成23年度短期保険料率 （参考：平成22年度は108.725 / 1000） 介護保険料（月額）＝ ①～③のいずれか少ない額 × 平成23年度介護保険料率 （参考：平成22年度は12.2 / 1000） 平成22年度の平均給料、短期・介護保険料率は、平成23年2月下旬に決定します。</p>
保険料納入方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月払い、半年払い、年払い（年度単位）の3通りの方法があり、半年払い・年払いについては、前納割引制度が適用されます。 ・ 払込みは、共済組合から送付する「払込票」により直接払い込まれるか、佐賀銀行口座からの自動引落とし（毎月20日）となります。 ・ 掛金の払込期限は、任意継続組合員の資格を取得した最初の月分は退職の日から20日以内、それ以降は資格の継続を希望する月の前月末までとなります。
給付内容	組合員と家族（被扶養者）は、在職中と同様の短期（医療）給付が受けられます。ただし、傷病手当金等休業給付は除きます。
参考	<p>組合員期間40年、退職時年齢60歳、退職月初日の給料：425,900円の者が、年度末に退職した場合（平成22年度の保険料率、平均給料で算定）</p> <p>保険料算定の基礎となる額 298,130円（退職月初日の給料の7割の額） 保険料額 短期（医療）保険料：32,414円 介護保険料：3,637円 合計：36,051円</p> <p>① 毎月払いの場合：432,612円（医療：32,414円×12月＋介護：3,637円×12月） ② 半年払いの場合：427,698円（医療：192,275円×2回＋介護：21,574円×2回） ③ 年払いの場合：423,545円（医療：380,816円＋介護：42,729円） 半年払い・年払いについては、払込月によって、保険料額が若干変わりますのでご注意ください。</p>

任期満了に伴う組合会議員の選挙が行われます



組合会とは、毎事業年度の事業計画及び予算、決算、定款の変更、運営規則の変更などの重要事項を審議・議決する機関で、市町村長の中から選ばれた議員10名と、市町村長以外の組合員の中から選ばれた議員10名の計20名で構成されています。

この組合会の議員の任期は2年間と定められており、現在の組合会議員は平成22年11月30日をもって任期満了となります。

このため、新しい組合会議員を決める選挙が平成22年11月15日に行われる予定です。新組合会議員の任期は、平成22年12月1日から平成24年11月30日までとなります。

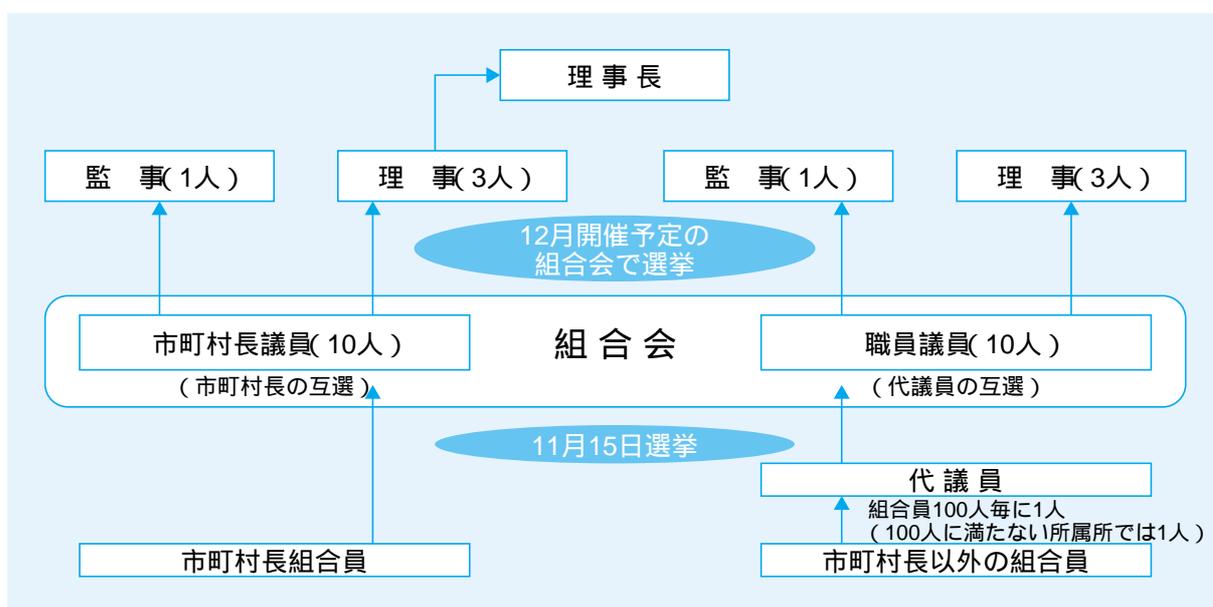
組合会議員選挙

市町村長が選挙する議員（市町村長議員）
各選挙区ごとに、市町村長の互選により行います。

市町村長以外の組合員が選挙する議員（職員議員）
各選挙区において所属所ごとに組合員100人に1人（100人に満たないときは1人）の割合で代議員を選出し、この代議員の互選により行います。

役員（理事長・理事・監事）の選挙 | 20人の組合会議員の中から12月開催予定の組合会で選挙が行われ選出されます。

組合会議員選挙の流れ



組合会議員の選挙区及び議員定数

		選挙区	議員定数
市町村長議員	第1区	佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神崎市、神埼郡及び三養基郡の区域内の町	5人
	第2区	唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、東松浦郡、西松浦郡、杵島郡及び藤津郡の区域内の町	5人
職員議員	第1区	佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神崎市、神埼郡及び三養基郡の区域内の町	5人
	第2区	唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、東松浦郡、西松浦郡、杵島郡及び藤津郡の区域内の町	5人

一部事務組合については、事務所の所在する市町と同じ選挙区になります。

こころとからだの健康相談



共済組合では、組合員及び被扶養者を対象に「こころとからだの健康相談」を実施しています。保健師等の有資格者が健康相談に対応する「電話健康相談」、心理専門相談員である臨床心理士等が相談対応する「電話カウンセリング」と専門医療機関・専門相談機関で直接相談できる「面接カウンセリング」があります。

電話料も相談料も無料です。面接カウンセリングについては年間5回まで無料で相談が受けられます。相談者のプライバシーは固く守られます。絶対に他に知られることはありませんのでお気軽にご利用ください。

からだの健康相談

病気の心配、育児不安、身体不調、事故の応急措置、薬の疑問、メンタルヘルス、お年寄りのケア、医療機関情報など



電話健康相談

フリーダイヤルまたは Web でご利用になれます。

0120 736 226

携帯電話・PHS からご利用いただけます。
受付時間 / 24時間・年中無休

こころの健康相談

人間関係で悩んでおり、精神的にまいっている
仕事に対して自信がなく集中できない
以前はこんなことはなかったのに...
子供（部下）が心の不調を抱えているようだ。どう接したらよいか？
過去に体験したつらい事や、その場面が頭から離れない
仕事が上手くいかず飲酒量が増えている
電話やメールで伝え切れない思い・悩みがある
何を相談すればいいかまとまらない



メンタルヘルスのカウンセリング

0120 736 226

携帯電話・PHS からご利用いただけます。
電話健康相談で一時受付し、相談内容を確認したうえで、電話カウンセリング・面接カウンセリングの担当へおつなぎします。

電話カウンセリング

電話 / 月～金 9:00～21:00 土 10:00～18:00
(日曜・祝日・1月1～3日は休み)
Web / 24時間・年中無休

面接カウンセリング予約受付

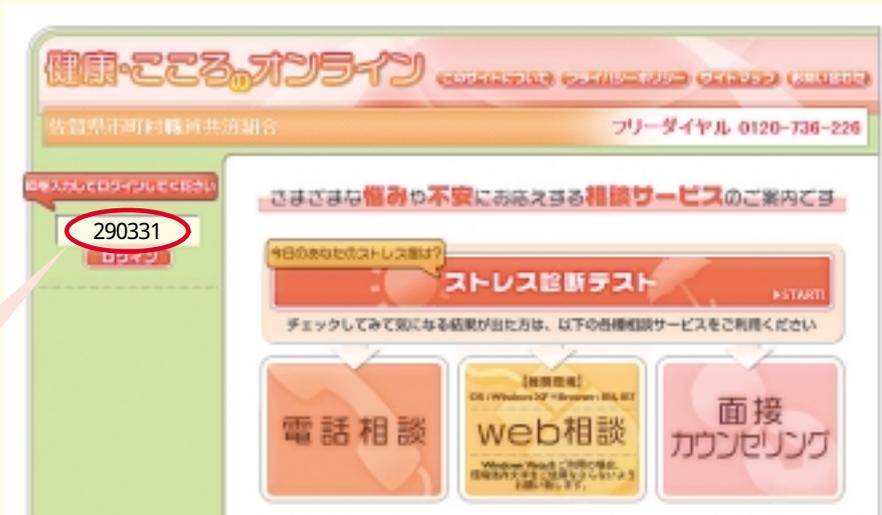
電話 / 月～金 9:00～21:00 土 10:00～18:00
(日曜・祝日・1月1～3日は休み)

相談者の居住地、ご都合に合わせて委託契約の面接カウンセリング機関を紹介。予約手配など面接カウンセリングを受けるための手続きを案内します。

「Web」の利用方法

共済組合ホームページのトップページの「こころとからだの健康相談」をクリックすると「健康・こころのオンライン」のサイトになります。

ID「290331」を入力してご利用ください。



この印刷物は、環境に配慮し再生紙と、揮発性有機化合物を含まないノン VOC 植物性インキを使用しています。また、印刷は ISO14001 認証取得工場で行っています。